

第9回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月26日(金) 午前10時00分～

2. 開催場所 区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	13番	岩楯 重治			
会長職務代理	12番	眞利子 隆			
委員	1番	橋本 智明	2番	村山 雅美	
	3番	芦田 正之	4番	佐久間 梅吉	
	5番	大場 幸一	6番	石川 善一	
	7番	関口 賢一	8番	田島 勝	
	9番	田嶋 正剛	10番	山寄 一男	
	11番	松丸 直義			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の審査について

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

農産係長 小川 英彦

主査 酒井 俊之

主任主事 中倉 由美子

主任主事 宮代 祐輔

7. 会議の概要

- 議 長 ただ今より第9回江戸川区農業委員会を開会します。本日全員ご出席でございます。日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。村山委員さんと芦田委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。
- 議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。
- 事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により5件の書類を受理いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。
- （質問、異議なし）
- 議 長 質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
- 議 長 次に、報告第2号をお願いします。
- 事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により2件の書類を受理いたしました。なお、本件につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 報告第2号について、質問等ございませんか。
- （質問、異議なし）
- 議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと存じます。
- 議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。
- 事務局 議案第1号都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条3項の規定による事業計画の審査について3件ご審議願います。議案第1号の1と2については1人の所有者から2人の借受人にそれぞれ貸借を行います。貸付けを行う農地の情報等は議案書記載の概要のとおりです。詳細は事業計画書の写しをご覧ください。議案第1号の3につ

いて、貸付けを行う農地の情報等は議案書記載の概要のとおりです。詳細は事業計画書の写しをご覧ください。以上でございます。

議 長

議案第1号の1と2について、眞利子委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

眞利子委員

それでは報告させていただきます。3月8日に事務局の中倉さんと宮代さんと私で●●さんの畑の現地確認をおこないました。この農地は、以前まで●●さんの農作業をお手伝いする形で●●さん、●●さんが農作業をされていましたが、都市農地貸借円滑化法で生産緑地の貸借が可能となったことにより、今回、お二人と使用貸借契約を結ぶこととなったそうです。貸借する農地はハウスが2棟と露地になり、それを二分割するような形でそれぞれにハウス1棟と露地半分を貸借されるそうです。現地確認当日は貸付人である●●さん夫妻と借受人である●●さん、●●さんにご同席いただき、それぞれの事業計画に対して確認させていただきました。

まず●●さんは現在区内の小中学校10校と契約され、小松菜を供給しています。現地確認当日はきれいに耕運されており、ハウス内では小松菜の種が撒かれていました。

続いて●●さんですが、市場出荷を目的に年間で10種類ほどの花鉢を生産されるそうです。現地確認当日は、畑はきれいに管理されており、ハウス内ではダリア・ナデシコ・ノースポール・アリッサムの苗が配置されていました。

お二人とも一生懸命に農業をされていますので、今後もきちんと管理されると思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

議案第1号の3について、田島委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島委員

それでは報告させていただきます。3月9日に事務局の中倉さんと宮代さんと私で●●さんの畑の現地確認を行いました。現地確認には農地所有者の姉である●●さんと借受人である一般社団法人●●の●●さんにご同席いただき、事業計画の内容について確認してきました。

借受人である一般社団法人●●さんは外国人技能実習生の生活支援活動をされており、事業計画の内容についても親元を離れて日本で生活している技能実習生に対し、孤独を取り除き、日本語を学べるようなコミュニティー形成を目的とした農業体験農園の開設となっています。体験農園は毎週土日に開催されるそうで、毎回10名ほどの参加を見据えているそうです。農地の状況ですが、現地確認当日はきれいに耕耘されており、ジャガイモの定植がされていました。今後はパクチーや空心菜を栽培されるそうです。

一般社団法人●●さんは今までに農作業の経験がないとのことで、今回の事業計画を実施するにあたり、鹿骨で農業をされている●●さんを農業顧問として迎え、日頃の農地管理や作物の生育方法について指導を受けるそうです。農地の状況は問題なく、知識のある農業者の指導もあるので、農作業経験がなくても農業体験農園の管理・運営は可能であると私は思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いがすが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて)についてご審議願います。

概要及び経過を説明いたします。案件は2件ございます。まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり2筆あり、生産緑地指定箇所としては1箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成29年10月20日～令和2年10月19日です。2番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆、生産緑地指定箇所としては1箇所になります。引き続き農業を行っている期間は、平成29年6月30日～令和2年6月29日となります。以上でございます。

議 長 議案第2号の1について、芦田委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

芦田委員 それでは報告いたします。3月2日に、事務局の酒井さん、中倉さんとともに●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんの畑は2筆ありますが、一団の農地となっており、露地での栽培になります。当日は●●さんの奥様にご同席いただき、お話を伺いました。農地の状況ですが、高菜と春キャベツが作付けされており、直売をされています。農地はきれいに管理されていたのでご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 議案第2号の2について、大場委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

大場委員 それでは報告いたします。3月4日に、事務局の酒井さん、中倉さんとともに●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんは自宅の近くで直売をされています。また、スーパーマーケットやJAの直売所にも出荷をされています。●●さんは東京エコ農産物の生産に努められています。畑の状況は全て露地で、現地確認当日出荷用の菜の花が作付けされていました。夏には枝豆を栽培されています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第2号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。